

保険を使って家屋の修繕

で相談が増えています。

イラストは消費者庁の
イラストを加工しています

海部地域
消費生活
センター
ニュース
令和3年
2月号



保険を使って、
負担なしで、壊
れた雨どいを直
しませんか。

問題点

◎修理工事の見積書に工事内容が詳しく記載されていなかった、工事代金が高額であるなどの苦情が発生しています。

◎保険金の請求申請が、虚偽(うそ)の理由で請求している場合があります。

◎勧誘時に、負担なしで修理できると強調され、修理をしなかった場合に、違約金などが発生するという契約条件が付されていることへの理解が不十分のまま、契約していることがあります。

トラブル回避のためのポイント

●「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう。

●災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り、検討しましょう。

●保険の適用対象となるか、申請はどのようにするのかを消費者自身が加入している保険会社に確認しましょう。

●不安に感じたら、早めに海部地域消費生活センター等に相談しましょう。
(消費者ホットライン188)



海部地域消費生活センターへのご相談 《まずはお電話で》

消費生活相談



0567-23-0150 (9:00~16:30)

対 象 津島市を含む海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方
相談曜日 月曜から金曜 ※国民の休日と12月29日～1月3日を除く
所在地 津島市西柳原町1丁目14番地(愛知県海部総合庁舎1階)